

日田市議会基本条例（素案） 意見提出要領

1 意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内事業者及び団体、又は本条例に利害関係のある方

2 資料及び意見等記入用紙の入手方法

市ホームページ (<http://www.city.hita.oita.jp>) の日田市議会のページ、又は下記窓口で資料を閲覧することができます。

- 日田市役所（1階 3日以内窓口） ●振興局 ●振興センター
- 地区公民館（振興局・振興センター管内を除く）

（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時00分）

3 意見提出方法

所定の提出様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- 郵送 〒877-8601 日田市田島2丁目6-1 日田市役所 議会事務局あて
- 電子メール gikai@city.hita.oita.jp
（ホームページからの提出は、お問合せフォームをご利用ください）
- FAX 0973-22-8249
- 直接持参

議会事務局（市役所3階）、振興局、振興センター

（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時00分）

ご意見をお寄せいただく際には、住所、氏名、電話番号を記入してください。

4 募集期間

平成26年1月6日(月)から2月4日(火) 午後5時00分(必着)

5 留意事項

- 議会基本条例素案に直接関係のないご意見につきましては、受付できませんのであらかじめご了承ください。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ市議会の考え方を付して後日公表（住所氏名等の個人情報を除きます）するとともに、最終的な決定の参考とさせていただきます。
- 個々のご意見に対して、直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。